

お知らせ／募集
相談
健康
公民館
スポーツ文化

図書館

施設
教育

福祉

産業振興

子育て

地域活動

ごみ・資源

お知らせ／募集
相談
健康
公民館
スポーツ文化

図書館

施設
教育

福祉

産業振興

子育て

地域活動

ごみ・資源

【6月は就職差別撤廃月間】 しない させない 就職差別

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想などについて質問することは、本人に責任のない事項などで応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行いますので、「就職差別110番（6月のみ）」をご活用ください。

▽電話相談 府商工労働部雇用推進室 ☎ 06 (6210) 9518 へ
受付時間 平日午前10時～午後6時
▽メール相談 (月間中随時受け付け)
rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp へ

新型コロナウイルス感染症対策 申請は郵送で！ 小規模事業者等激励金

感染症の影響を受け、売上が減少し事業継続が難しい事業者を支援するため、小規模事業者などの事業主に10万円(上限)を給付します。

対象 次の全ての条件を満たす市内の小規模事業者や中小企業者
▽小売業、飲食店、洗濯、理容、美容、浴場業、旅行業に属する従業員5人以下の事業者※飲食店は100人以下
▽令和2年1月以前から引き続き同一事業を営み、今後も事業を継続する見込みである
▽新型コロナウイルス感染症発生に起因して、売上が減少している

支給金額 上限10万円※1事業者1回まで
申請期間 6月30日(火)まで

申請方法 ①申請書兼請求書②誓約書③店舗基本情報④本人確認書類の写し⑤営業に関する許認可等の写し⑥市内で事業を営んでいることが確認できる書類⑦売上げの減少が確認できる書類(2019年1～12月および申請日の前月の売上げ)⑧口座情報が分かる書類を産業振興課へ郵送
※①②③は市ホームページ(右記QRコード)から取得可



市ホームページ

●特殊詐欺撃退！ 自動通話録音装置の貸出

市は、還付金詐欺などの特殊詐欺から高齢者を守るため、固定電話に取り付けて使用する「自動通話録音装置」を無料で貸し出しています。

この装置は、電話の発信相手に対し、警告音声が流れ、通話を自動で録音するため、特殊詐欺被害の防止に役立ちます。

対象 65歳以上の高齢者世帯または日中に高齢者のみとなる世帯

費用 無料※装置使用にかかる電気代、保証期間後の修理代などは自己負担

申込み 産業振興課へ※印鑑持参、代理申請可(委任状必要)、郵送可※申請用紙は市ホームページで取得可



小型家電回収にご協力を ～ひびきはばたき園～

障害者支援施設ひびきはばたき園では、不要となったパソコンやスマートフォンなどの電子機器から再資源化が可能な貴金属やレアメタル(希少金属)を回収するリサイクル事業を行っています。不要となった小型家電製品の回収にご協力をお願いします。

◎対象製品

▽スマートフォンや携帯電話▽デジタルカメラ▽パソコン(ノート型、デスクトップ型)
※ブラウン管タイプのモニターは不可 など

◎回収方法

市内11カ所の回収ボックスへ投函
▽市役所▽コミュニティプラザ▽別府コミュニティセンター▽正雀市民ルーム▽鳥飼図書センター▽各公民館▽阪急オアシス千里丘店(2階JR千里丘連絡口側)※15cm×30cm以上の大きさの場合はボックスに入りませんので、障害福祉課へ問合せください。



問合せ 障害福祉課へ

◆たちより体操タイム

保育所・幼稚園で、高齢者(65歳以上)が乳幼児と一緒に体操しています。気軽に参加ください。



ところ	とき(6月)
べふこども園	1日(月)、15日(月) 午前10時～10時15分
鳥飼保育所	8日(月)、22日(月) 午前10時～10時15分
子育て総合支援センター	10日(水)・24日(水) 午前9時45分～10時
とりかい幼稚園	15日(月) 午前9時50分～10時
せつつ幼稚園	29日(月) 午前10時～10時15分

問合せ 各園・所へ(28ページを参照)

◆ふれあい入浴
6月21日(日)午後4時～10時に、ヘルシーバス千里丘で/対象は小学生以下と65歳以上/問合せは高齢介護課へ/※氏名・連絡先を書いたメモをご持参ください
※入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自でご持参ください。

高齢者に関するお困りごと 地域包括支援センターにご相談を

地域包括支援センターは、介護や健康、医療など、さまざまな面から地域で暮らす高齢者とその家族をサポートする総合窓口です。

●相談例

ご近所の高齢者の元気がなく、家族の怒鳴り声が聞こえる。虐待かも・・・



虐待かもと思ったら、高齢者やその家族に限らず、迷わず相談・通報してください。さまざまな関係機関と連携して、適切に対処します。

母親のもの忘れが多く困っています。認知症のはじまりかも・・・



認知症は高齢者に身近な病気です。正しく理解することが適切な準備やケアにつながります。「認知症の高齢者の状態に合わせた支援」を円滑に進める医療・介護・福祉分野の専門家との連携をお手伝いします。

その他、財産管理や消費者トラブルに関する悩みごと、介護・介護予防に関する事など、なんでも気軽にご相談ください。



問合せ 同センター ☎ 06 (6383) 1377 へ

認知症を理由に 注文を解約できる？

「認知症の親が注文した商品を解約したいが、業者からその当時に認知症であったという証明を求められた」との相談が寄せられています。未成年者の売買には未成年者取

消という法律の適用を受けられるものが一部あるが、大人にはなく、認知症の診断には、認知機能障害に加え、社会生活機能の低下を確認する(社日本老年医学会)必要があり、認定は簡単ではありません。また、日用品の売買に関しては、社会の混乱を避けるた

め、取り消しは認められていません。では、どのようにして判断力の低下した親の売買に介入すればよいのでしょうか。訪問や電話による勧誘であればクーリングオフでできます。つまり毎週のチェックです。注文品を発見することです。そして、認知症の診断および治療や経過観察中の診断書を貰っておくと「意思能力なし」の証明となる可能性があります。業者との折衝を始められます。



暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)